

北播磨総合医療センター企業団職員定数条例

〔平成22年1月21日〕
〔 条 例 第 5 号 〕

改正	平成22年3月4日	条例第17号
	平成25年2月18日	条例第10号
	平成29年2月17日	条例第2号
	令和2年2月13日	条例第2号

(定義)

第1条 この条例で「職員」とは、北播磨総合医療センター企業団に勤務する一般職の職員（休職者、休業者及び他の地方公共団体へ派遣された職員並びに臨時的任用又は非常勤の職員を除き、他の地方公共団体から派遣された職員を含む。）をいう。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 企業長の事務部局の職員 900人
- (2) 議会の事務部局の職員 3人（兼任）
- (3) 監査委員の事務部局の職員 4人

附 則

この条例は、平成22年1月21日から施行する。

附 則（平成22年3月4日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月18日条例第10号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月17日条例第2号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月13日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。